

6 通勤手当について

保育士・技能職

令和6年1月現在

(1) 支給対象者

通勤のために交通機関や交通用具(自動車・原動機付自転車・自転車等)を利用する職員は、「住居届・通勤届・氏名(変更)届」(以下、通勤届)を提出すると、認定後に通勤手当が支給されます。

(2) 支給金額(支給限度額：1か月 55,000円／6か月330,000円)

ア 交通機関(電車・バス等)利用者

- ・電車：6か月定期券代、回数券代、ICカード(PASMO・Suica)代を比較して安価なものを支給
 - ・バス：定期券代、ICカード(PASMO・Suica)代等を比較して安価なものを支給
- なお、定期券代は利用期間ごと、ICカード代及び回数券代は1か月ごとに支給します。

イ 交通用具(自動車・原動機付自転車・自転車等)の利用者

規則で定められた額(種類・距離で異なる)を1か月ごとに支給します。

ウ 特別乗車券等利用者

特別乗車券等を交付されている職員の運賃等は、特別乗車券等の種類ごとに定められた区間の運賃を差し引いた額とします。

特別乗車券を利用する際には、特別乗車券を利用する旨を届出書に記載し、特別乗車券のコピーの添付が必要になります。

特別乗車券等とは・・・特別乗車券等の種類ごとに定められた区間について、一部区間運賃等を負担せずに、又は割引後の運賃で利用できる乗車券等をいいます。
※株主優待乗車証等も含まれます。

(3) 認定基準

通勤経路の認定は、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的(安価)かつ合理的と認められる通常の通勤経路によるものとします。

通勤距離が片道1.0km未満であれば、徒歩により通勤するものとします。

交通機関等は、通勤距離が片道1.0km以上あり、かつ、営業距離が片道1.0km以上あれば利用することができます。ただし、身体障害者障害程度等級表の1級から4級までに該当する職員については、片道1.0km未満でも利用できません(距離制限の適用除外)。

(4) 書類の提出について

提出期限…採用日から 15 日以内

配属先の労務主管課に、通勤届を提出してください。

(5) 諸注意事項

受給している通勤手当額よりも安価な経路及び方法で通勤することや、通勤届の変更を怠ることは、不適正受給となります。